

# 大原簿記情報ビジネス医療専門学校松本校について

資料 6

〈認可事項〉 私立専修学校の課程の設置及び目的の変更

- 1 名 称 大原簿記情報ビジネス医療専門学校松本校  
※目的変更に合わせて校名を大原ビジネス公務員専門学校松本校に変更予定
- 2 位 置 長野県松本市本庄 1-1-5
- 3 設 置 者 東京都千代田区西神田 1-1-3  
学校法人大原学園 理事長 中本 每彦
- 4 校 長 名 八木 真博
- 5 変 更 理 由 別紙「設置趣意書」のとおり

## 6 変更内容

目的	
新	旧
<p><b>【目的】</b>            本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、簿記会計・税務会計・コンピュータビジネス・医療事務・社会体育指導者・健康管理指導者・トレーナー並びにこれらのビジネスに関する専門教育及び警察官、消防官をはじめとする公務員養成に関する専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。</p>	<p><b>【目的】</b>            本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、簿記・税務会計、情報処理、医療事務などの商業実務分野の専門教育を施し、人格の陶冶を行い、もって関連産業に従事する有為な人材育成を目的とする。</p>

学科・課程	
新	旧
商業実務専門課程	商業・実務専門課程
総合ビジネス学科 収容定員 140 人	経理本科 2年制学科 収容定員 220 人
文化・教養専門課程	
スポーツ学科 収容定員 60 人	
公務員 2年制学科 収容定員 80 人	
公務員 1年制学科 収容定員 30 人	
計 310 人	

(注) スポーツ学科及び公務員2年制学科には、同法人が設置している大原スポーツ公務員専門学校松本校の生徒が転入予定。

7 変更年月日 令和8年4月1日

## 8 学校概要

### (1) 修業年限、学級数及び収容定員

課程名	学科名	部科	修業年限	収容定員	入学定員
商業実務専門課程	総合ビジネス学科	昼間部	2年	140人	70人
文化・教養専門課程	スポーツ学科	昼間部	2年	60人	30人
	公務員2年制学科	昼間部	2年	80人	40人
	公務員1年制学科	昼間部	1年	30人	30人

### (2) 教育課程 別紙のとおり

### (3) 教職員組織

課程	区分	校長	教員	うち基幹教員	事務職員
商業実務専門課程 総合ビジネス学科	基 準		5	3	
	計 画		5	5	
文化・教養専門課程 スポーツ学科 公務員2年制学科 公務員1年制学科	基 準		6	3	
	計 画		6	6	
計	基 準	1	11	6	—
	計 画	1	11	11	1

※すべての基幹教員が、本務として当該専修学校における教育に従事する。

(専修学校設置基準別表第一に基づく教員数)

$$\text{商業実務分野: } 3 + (140 \text{ 人} - 80) / 40 = 5 \text{ 人} \cdots \textcircled{1}$$

$$\text{文化・教養分野: } 3 + (170 \text{ 人} - 80) / 40 = 6 \text{ 人} \cdots \textcircled{2} \quad \text{計 } 11 \text{ 人 } (\textcircled{1} + \textcircled{2})$$

#### (設置基準)

第三十九条 昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

2 前項の教員の数の半数以上は、基幹教員（本務として当該専修学校における教育に従事する教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。以下この条及び次条第四項において同じ。）又は一の分野に属する一若しくは二以上の学科の教育課程に係る授業科目を一年につき八単位以上担当する教員をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなければならない。ただし、当該基幹教員の数は、三人を下回ることができない。

3 前項の規定により置かなければならない基幹教員の数（以下この条において「必要基幹教員数」という。）の四分の三以上は、本務として当該専修学校における教育に従事する教員とする。

4 必要基幹教員数に、本務として当該専修学校における教育に従事する教員として算入することができるのは、一の専修学校における一の分野についてのみとする。

5 必要基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専修学校ごとに一の分野についてのみ算入するものとする。ただし、同一の専修学校における複数の分野において、それぞれ一年につき八単位以上の当該分野に属する一又は二以上の学科の教育課程に係る授業科目を担当する教員は、当該学科の属する分野のそれぞれについて必要基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

(4) 校地 総面積 905.30 m<sup>2</sup>

(5) 校舎 総面積 4,339.48 m<sup>2</sup>

(大原ビジネス公務員専門学校松本校に係る基準面積915.00 m<sup>2</sup>)

内訳 本校舎 鉄骨鉄筋コンクリート造8階建

4,339.48 m<sup>2</sup>

区分	分	面積	
		変更後	変更前
松本情報ＩＴクリエイター専門学校 (旧:大原スポーツ公務員専門学校松本校)	①	1,064.65 m <sup>2</sup>	794.67 m <sup>2</sup>
大原ビジネス公務員専門学校松本校 (旧:大原簿記情報ビジネス医療専門学校松本校)	②	1,611.75 m <sup>2</sup>	1,881.73 m <sup>2</sup>
共用部分	③	1,663.08 m <sup>2</sup>	1,663.08 m <sup>2</sup>
延べ床面積 (①+②+③)		4,339.48 m <sup>2</sup>	4,339.48 m <sup>2</sup>
大原ビジネス公務員専門学校松本校 (②+③)		3,274.83 m <sup>2</sup>	3,544.81 m <sup>2</sup>

共用部分: 学生ホール、図書室、保健室、校長室・職員室、特別教室等

(専修学校設置基準別表第二に基づく校舎面積)

文化・教養分野 : 200 m<sup>2</sup> + 2.5 m<sup>2</sup> × (170人 - 40人) = 525 m<sup>2</sup>

加算 商業実務分野 : 140 m<sup>2</sup> + 2.5 m<sup>2</sup> × (140人 - 40人) = 390 m<sup>2</sup>

計 525 m<sup>2</sup> + 390 m<sup>2</sup> = 915 m<sup>2</sup>

(6) 収支計画

ア 令和8年度

区分	科目	金額(千円)	積算根拠
収入	授業料		
	入学金		
	教材費		
	維持費		
	実習・演習費		
	入学検定料		
	寄附金		
	補助金		
	付随・収益事業		
	受取利息		
	雑収入		

	前受金		
	前期繰越金		
収入計			
支出	人件費		
	教育研究費		
	管理経費		
	施設/設備関係		
	次期繰越金		
支出計			
收支差額			

イ 令和9年度

区分	科目	金額（千円）	積算根拠
収入	授業料		
	入学金		
	教材費		
	維持費		
	実習・演習費		
	入学検定料		
	寄附金		
	補助金		
	付随・収益事業		
	受取利息		
	雑収入		
	前受金		
	前期繰越金		
収入計			
支出	人件費		
	教育研究費		
	管理経費		
	施設/設備関係		
	次期繰越金		
支出計			
收支差額			

9 授業料等

区分	総合ビジネス 学科	公務員 2年制学科	公務員 1年制学科	スポーツ 学科	大原スポーツ 公務員専門学 校松本校から の編入生
入学金	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	—
授業料 (年額)	620,000 円	620,000 円	620,000 円	620,000 円	620,000 円
維持費 (年額)	140,000 円	140,000 円	140,000 円	140,000 円	120,000 円
入学検定料	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	—